

平成28年12月28日から
平成28年12月28日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成28年標茶町議会第3回臨時会会議録目次

第 1 号（12月28日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第68号 平成28年度標茶町一般会計補正予算	3
議案第69号 平成28年度標茶町一般会計補正予算	7
閉議の宣告	17
閉会の宣告	17

平成28年標茶町議会第3回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年12月28日（水曜日） 午前10時09分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第68号 平成28年度標茶町一般会計補正予算
- 追 加 議案第69号 平成28年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（13名）

1番 櫻井一隆君	2番 後藤勲君
3番 熊谷善行君	4番 深見迪君
5番 黒沼俊幸君	6番 松下哲也君
7番 川村多美男君	8番 渡邊定之君
9番 鈴木裕美君	10番 平川昌昭君
11番 本多耕平君	12番 菊地誠道君
13番 舘田賢治君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田裕二君
総務課長補佐	齊藤正行君
企画財政課長	高橋則義君
管理課長	中村義人君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	狩野克則君
教育長	島田哲男君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(議長 館田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（館田賢治君） ただいまから、平成28年標茶町議会第3回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時09分開会)

◎開議の宣告

○議長（館田賢治君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（館田賢治君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
12番・菊地君、 1番・櫻井君、 2番・後藤君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（館田賢治君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（館田賢治君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせて行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 第3回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まずはじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、本年8月20日から21日の台風11号で被災を受けましたオモチャリ川及び虹別地区の町道新興1号線の災害復旧工事並びに標茶町畜産強化協議会が申請をしていた、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業が国の平成28年度補正予算において事業内定を受けたことに伴い、増額補正の必要がありま

すので、平成28年度一般会計補正予算について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

12月第4回定例会から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきます。

なお、次の1点について補足をいたします。路線バスの自損事故についてであります。

路線バスの自損事故についてご報告を申し上げます。去る12月9日午後2時42分頃、町道虹別59線の字虹別原野69番地1付近を運行中、対向してきた2トン車とすれ違う際に減速し路肩に寄ったところハンドルを取られ町道から逸脱し、牧草地に横転したものです。乗客につきましては、事故手前の停留所で降車をしておりました。なお運転手にはけがはありませんでした。路線バスの委託会社であります標茶輸送協同組合には、交通安全の励行を常日頃から指示をしているところではありますが、11月11日には冬期間における町有バスの安全運行会議も開催し安全運転について確認しているところでもあります。路線バスの安全運行の徹底について、より一層努力してまいり所存でありますのでご理解を願いたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、次に議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第68号

○議長（館田賢治君） 日程第4。議案第68号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第68号の提案趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、平成28年度一般会計補正予算（第9号）でございます。

内容につきましては、農業振興対策並びに8月の台風大雨による災害復旧費の補正で、補正額は5億4,489万3,000円の増額といたしたいというものでございます。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、さらに地方交付税により収支のバランスを図ったところであります。

以下内容についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成28年度標茶町一般会計補正予算（第9号）

平成28年度標茶町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,489万3,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億9,332万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。

以下、内容については、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」はただいまの説明と重複いたしますので説明は省略とさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正であります。

起債の目的、新規で、6 災害復旧事業、公共土木施設で限度額490万円の追加。起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというものであります。合計では補正前の限度額12億2,853万1,000円に490万円を追加し補正後の限度額を12億3,343万1,000円とするものであります。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計欄で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額12億2,853万1,000円に補正額490万円を追加し、補正後の額を12億3,343万1,000円とする。当該年度末現在高見込額について、補正前の額107億2,702万5,000円に補正額490万円を追加し、補正後の額を107億3,192万5,000円とする。

以上で、議案第68号の内容説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 災害復旧工事について若干お聞きしたいと思います。

今回、台風の10号ということで2,480万円。これはオモチャリ川と新興1号線、道路の部分だと思えますが、その財源の中でですね、新興1号線というのは場所的にはどの辺をさしているのかということと、もう1点、今回は歳出の中で国の支援1,984万円。これはトータルで出ていますが、この場合2つの工事の中でこういった割合で交付金にされているのかこの2点についてお聞きします。

○議長（舘田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

1番目の新興1号線の場所についてでございますが、虹別地区萩野の高台から西別岳に向かいます奥側に国有林がございますが、その際側の農地の中に走っております町道でございます。周囲は牧草地ということで住宅・家屋等はありません。そのような状況の道路でございます。

補助金の内容ということでございますけれども、災害復旧の負担金の国庫補助の現在の上限でございますが、80%でございます。今回の要求額の算出根拠としましては、それぞれオモチャリ川につきましては1,780万円。これの工事費を見込んでおまして、その80%、1,424万円。新興1号線につきましては700万円の80%、560万円。これを合わせまして1,984万円という計上でございます。ただし今回の災害費におきましては北海道全域が激甚災害の指定を受けておりますので、これから補助金申請につきましてはその分のかさ上げが見込まれるところでございますが、まだその額につきましては決定しておりませんのでその内容については含まれておりません。

以上でございます。

○議長（舘田賢治君） 10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 激甚災害というのは北海道でこのたびの台風等々ではかなり出ていましたが、今回は激甚災害の指定ではなくて一般的な80%の災害補助率と。本町においては激甚災害の指定はされていないということですか。

○議長（舘田賢治君） 建設課長・狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 激甚災害の指定はされております。率のアップにつきましては、これから申請後にわかりますのでその際に決定しましたら修正していきたいというふうに考えております。かさ上げされる見込みと考えております。

○議長（舘田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） 農林水産業費で負担金補助金、畜産競争力強化整備事業補助金5億2,093万円。これは農家に直接、国の補助がいくものだと理解しておりますけど、詳しく何軒の農家と、できれば名前は言えないと思うから地区、例えば磯分内とかそういう具

体的なことをお知らせいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

畜産クラスター事業の補助金でございます。虹別地区の酪農家で3戸、それから磯分内地区の酪農家で1戸でございます。フリーストール牛舎の整備、搾乳ロボットの導入、バンカーサイロの整備、それからスラリータンクの整備がございます。それからそのほかにですね178万6,000円、内数でありますけれども地元で設立をしております畜産強化協議会、こちらのほうの付帯事務費ということで、先ほど申し上げました178万6,000円が含まれております。

○議長（館田賢治君） 5番・黒沼君。

○5番（黒沼俊幸君） もうちょっとお聞きします。この虹別3戸、磯分内1戸の金額的なおおよそのこっちは2億、こっちは1億だとかいう額について。みんな同じではないと思うので。お聞かせください。

○議長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

虹別3戸の合計が3億9,550万5,000円でございます。それから磯分内につきましては、1億2,280万2,000円でございます。

○議長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ、第2条地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） ただいま、町長から議案第69号、平成28年度一般会計補正予算が提出されました。

お諮りいたします。

議案第69号を急施事件と認め、日程に追加し直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号を日程に追加し直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第69号

○議長（館田賢治君） 議案第69号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（午前10時31分 3番、熊谷善行議員退席）

企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君）（登壇） 議案第69号の提案趣旨についてご説明いたします。

本件につきましては、平成28年度一般会計補正予算（第10号）でございます。

内容につきましては、観光振興対策に係る補正で1,000万円を追加いたしたいというものでございます。

歳入につきましては、特定財源を見込んでおります。

以下、内容についてご説明いたします。

平成28年度標茶町一般会計補正予算（第10号）

平成28年度標茶町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億332万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容については歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、ご説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」はただいまの説明と重複いたしますので説明を省略とさせていただきます。

以上で、議案第69号の内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君） 今回の第三セクターに対する財政措置というのは、前段説明を受けた中で確認をさせていただきますが、第三セクターの貸付枠の中で1,000万を緊急財政として貸しつけると。この返済につきまして、説明を受けた中でちょっと曖昧性が……私ちょっと誤解を受けました。きちんと貸付等々こうなんだと自信を持ってお答え願えればと思います。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 今回の貸付1,000万円につきましては、根拠といたしまして標茶町第三セクター運営等資金貸付条例というものがございます。この中で貸付額の限度額につきましては2,000万円と定められております。

現在、当初予算の中ではすでに1,000万円貸付けをしておりますので、残りの1,000万円について今回追加の補正とさせていただきます。また貸付の条件につきましては、償還期限は12カ月以内とする。年度でありますので翌年度、来年の29年3月31日には償還いただく短期の貸付ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ちょっと私の勘違いかも知れませんが、今回の財源内訳が一般財源ではなくその他の財源内訳というふうになっていましたが、前は否決された3,000万円については、一般財源であったかなというふうに思いますが、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 12月定例会の時点では、負担金補助金及び交付金ということで歳出予算の措置をさせていただきましたので、一般財源対応とさせていただきました。

今回は、あくまでも短期の貸付であり返済が前提となっておりますので、すでに当初予算でもありますとおり、歳入、第三セクターの貸付金元金収入と歳出の貸付金というふう
に予算計上させていただいているところであります。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） 私は3点お伺いしたいというふうに思います。

まず1つはですね取締役会でのことなのですが、この新聞によりますとですね、まあ後から読みますが、対策について今後考えていきたいみたいなことで終わっているようですが、そこら今後の対応というのもですね、これは12月の9日の新聞ですからその後日にちがたっておりますので、取締役会ではですねこの金融対策をどのように協議されていったのかまず一つ伺いたいと。

それから2点目はですね、これは憩の家かや沼の職員体制なのですが、これについてどうなっているのかお伺いしたい。

三つ目は今言われている1,000万円をですね観光公社に貸し付けると。このことに対して今後の見通し、返済見通しについて伺いたい。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 取締役会の中では町に支援を求めるという形の要請を受けておりますので、今回このような予算提案をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

それから職員体制につきましては11月までは1名の調理人でしたが12月の22日からは調理人については2名体制、補助も入れると3名の調理人体制となっております。若干、フロントのほうについて今不足が生じるようなことがあります。そこについては体制の整備に向けて努力しているところであります。

1,000万円の公社への貸付につきましては、当初からも1,000万円貸付してございますので、今回は条例の中での2,000万円の枠の中の残りの1,000万円を追加させていただきたいという整理をさせていただいているところであります。

○議長（館田賢治君） 1 番・櫻井君。

○1 番（櫻井一隆君） ちょっと僕も1年生議員で分からない部分が多々あるので、出すぎたところがあればお許し願いたいと思いながら質問させていただきます。

この観光公社は確か取締役がおられて、その中で管理運営されてきていると思うのですが、この管理運営の中で金銭に対する会計責任、ここらについてはどのようになっているのかお伺いしたいのですが。

○議長（館田賢治君） 企画財政課長・高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 取締役の会計責任……非常に難しいご質問かと思うのですが、基本的には全員無報酬の役員で今まで行っておりますので会計の責任という

のはなかなか、社長含めて難しい実態にあるというのはご理解をいただきたいと思います。

○議長（舘田賢治君） 1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君） どうやっていいのかわからないのですが、無報酬だから会計責任ないと、そういうことなのですか。それだったら全然この論議はかみ合わないわけですよ。

事業を展開する、収益を上げる、そこには事業を展開すれば必ず金銭というものが発生するわけですよ。物を仕入れる、あるいは売る、お客さんに来ていただく。憩の家場合は入湯税を払っていただきながらお風呂に入っている。そこにはもう金銭が発生するわけですよ。泊っていただく、当然食材も出さなければならない金銭も発生する。いろいろなイベントをやった、あるいは食材を提供してもそこに金銭が発生する。買いました、売りました、払いました、こういうことが発生するわけですよ。それが無報酬だから一切責任はどこにあるかわからないような中に、なぜこの1,000万円をさらに貸せるのかということなのですよ。この1,000万円を仮に貸したとして、私の金でないのですよ。わかりますよね。だれの金だか。言わなくてもわかる、町民の税金なんですよ。この税金をもう1,000万円貸しているのですよ、もうすでに。さらに1,000万円出ささいというのが今回のこの議案なんですよ。問題はそういうどこに金銭的責任があるのかわからないようなところに、大事な町民の税金を限りなく投入することができるかということなんですよ。返せないかもしれない、そのときの責任はだれにあるのですかといったら、無報酬だから誰にもないと言ったらどうやって貸せばいいのですか。誰に返済要求を我々はすればいいのですか。この議会の中で賛否とるのでしょう、賛否とって、可決か否決かですよ。可決になれば1,000万円だすことになるのですよ。出して来年の3月31日に……

（「何事か言う声あり」）

○1番（櫻井一隆君） わかっていますよ、声がでかいのは親ゆずりの地声ですから。いいですか。まあボリューム落とせというなら少し落としましょう。どのくらいしぼれるかわからないですけどね。

会計責任が明確でないものに誰も金は貸せないのですよ。そこはわかっていますか。会計責任ははっきりさせてください。そしたらこの議案の議論もかみあってくると思うのですよ。誰に貸して誰が返してくれるのか。はっきりしてください。

○議長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員もご存じのことと思うのですが、この憩の家かや沼は昭和53年に町が建設をいたしました。スタートと同時に株式会社として町が3,000株分の過半数を、そして残りは町民の皆様の出資によってスタートしております。

当時、温泉旅館というのはまだ町内にもなくて町の財産として必要だということでスタートしたわけです。その後この株式会社観光公社のほうに経営をお願いをしておりました

けれども、この間いろいろな経過がありまして、例えば財産を公社に譲渡した経過もあります。そういったいろいろな経過の中でなかなかですね、公社として財産を持ち運営をしてもなかなかうまくいかないと。しかしながら憩の家かや沼は町民にとって貴重な財産である、守るべき財産であるということで平成11年の6月にですね、町長が社長となって新たな体制の中でスタートしたと。そのときに取締役の皆さんには、当時この株主の代表でもあります町内の大きな団体、農協さん、商工会さん、森林組合さん、観光協会さん、また議会からも議長さんに取締役の任にあたっていただき、みんなでこの施設を守っていこうということでスタートしたわけでありまして。

その後いろいろな経過がありましたけれども、当時スタートした段階で累積債務が3,800万あったのが28年の3月の時点では2,800万までに、まあ少しずつではありますけれども返してきたと。ただ経営でありますのでこれはどなたも、過去に民間の方が社長になったこともありますし、11年からは町長が社長ということであります。旅館経営のプロではないわけですね。そういった中で支配人にプロをお願いしてやってきたと。最初は株式会社国際観光から人材を派遣いただき、またその後は自前の支配人を要請してそういった任に当たさせたということであります。そういった体制でスタートしたわけですから取締役会の中で誰が会計担当ということではなく全員で経営にあたるわけです。無報酬で手弁当で当たるということが合意であります。そういった合意でありましたので、なにかあったときには町長の責任で解決するという合意でスタートしたわけでありまして。

この間、少しずつでも債務を返済をしながらやってきたと。ただ、27年度は耐震改修で経営の閉鎖期間が非常に長かったということによって、単年度赤字となった。また今年度からは調理師が確保できなかったということで本来であれば稼がなければいけない夏の期間に稼げなかったということでありまして、支配人についてもご案内のような中で解雇せざるを得ない状況になっている。私どもとしては調理師の確保が最優先であろうというぐあいに考えておりまして、それに対して一生懸命やってきたと。それでようやく11月の中に確保でき、12月の末からは二人体制ができた。支配人についてもまだ正式ではありませんけれども、代わりの方のめどもついてきたと。そういった中で通常の経営をしていけば、少しずつであってもこの債務を返していけるのではないかと。

この公社をスタートさせたときの大きな役割というのは、町の財産である国立公園内唯一の温泉旅館である憩の家を守ることと、雇用を守るという前提でスタートしているわけでありまして。何度も申し上げますけれども、経過の中では民間経営ではうまくいかなかった、でもこれは町民の財産だから守るといふことの町内の合意があつてですね、先ほど申しましたけれども議長さんにも取締役になっていただいてスタートしたという経過にあるわけです。

従いまして、私どもとしては先ほども申しましたけれども、専門家として要請したつものの支配人がそういったことで辞めざるを得なくなったということで、やはり私どもで

はなかなか再建計画は作れないということで、何度も申し上げますけれども早期にここに至った責任、原因を究明をし、改善計画を早期に作るものが取締役会の責任であるという具合に考えました。そのためには経営を続けていかなければならないという判断の中で、こういった設立経過からいって12月の定例会で、町からの補助金という提案をさせていただきましたけれども、議会の皆さんのご理解をいただけなくて否決をされたと。

それで、もう一度今回は貸付金という形の中で提案をさせていただき、これは長期にわたるとは思いますし私どもが考えている中では、これまでの経過からいって少しずつでも黒字を出していけば返済できるのではないかなという見通しの中でやっておりますけれども、これについては専門家のご意見をいただいておりますね、がっちりした改善計画を作りたい、そのためにも経費が必要なわけなので、そういったことで今回のご提案をご理解をいただきたいということでまた提案させていただいていることでもありますので是非ご理解をいただきたいと思います。

○議長（館田賢治君） ほかに質疑ございません
（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

討論がありますのでこれより討論を行います。

まず、本案に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ次に、本案に賛成の発言を許します。

4番・深見君。

○4番（深見 迪君）（登壇） 私は、議案第69号に対して賛成の立場で討論に参加し、意見を述べたいと思います。

議案第69号は今、第三セクター株式会社標茶町観光開発公社が経営するくしろ湿原パーク憩の家かや沼が、さまざまな要因が重なって厳しい運営に直面している状況の中で、その経営を立て直しその運営を正常化するために緊急の措置として提案されたものであると考えます。

賛成理由の第一は憩の家かや沼が釧路湿原唯一の温泉旅館として、また地元や町内外の温泉保養の場として幅広い人気と期待が持たれている施設であり、標茶町にとってもって貴重な財産であることであります。この財産をどうしても守らなければならないという思いは、多くの住民の思いであると思います。そのため運営が厳しくなっている今、緊急な財政支援を行うことに多くの住民は賛成するだろうと確信するからであります。

12月8日の議会で3,000万円の補助を町が行うという内容の議案にもその意味で私は賛

成しました。結果はわずか1票差で否決となりました。

賛成の第二の理由は、この資金援助が十分説明責任のある内容であるからであります。標茶町第三セクター運営等資金貸付条例にはこの条例の目的として第三セクターに対し、事業運営等の資金を貸付けし、良好な運営を図ることを目的とするとあり、さらに第3条では、公社が事業運営等に必要な資金とすると明確にその目的用途について定めてあります。町がこの条例に基づき、この厳しい状況を乗り越えるために今回1,000万円の貸付けを行うことは当然、道理のある提案であるというふうに考えます。付け加えて言えばこの条例は議会が同意し、議会で可決している内容であり、議会みずから可決した内容に基づきこの条例の枠内で貸付を行うことに反対する理由はないと考えます。

賛成の第三は、今回の不祥事を含めた原因究明、今後の経営改善計画には一定の時間がかかると判断しますが、日々の憩の家のお客様へのサービス提供は待たなしの内容であるからです。温泉旅館サービス業にとって休業は大きなマイナス要因となることは、経験済みであります。

私は原因究明や改善計画と1日も休まず営業を続けていくことは同時進行しなければならないと思います。従業員の皆さんは不安を持ちながらも日々頑張っておられます。町民の皆さんからも回数券を買ってもいいだろうか、営業は続けるのかなどの問い合わせもきています。それらの不安や期待、願いに応えるためにも私はこの議案に賛成し、私の討論といたします。

○議長（館田賢治君） ほかに討論ございませんか。

討論がありますのでこれより討論を行います。

本案に反対者の発言を許します。

1番・櫻井君。

○1番（櫻井一隆君）（登壇） 私は本案について、非常に残念ながら反対する立場から討論をいたしたいと思います。

その理由としては、我が標茶町そして釧路湿原唯一のこのかや沼憩の家。この存続がかかっている大きな問題であるのに、その根拠となるものが明確でないし、また1,000万を出資したとしても、その返済のめど、またはこの1,000万における重さというものを十分理解していない。それはなぜかという町民の血税であるということ。それを十分理解してだしているならもうちょっときちんとした責任所在というのが出てくるのではないかと。そしてまた返済計画も示されるのではないかと思うのであります。

内部ではまだまだ憩の家の職員の人達は非常に心配しているわけでありまして。また内部でも辞めるというような意見もでていることは事実なのです。そういう内部のことが十分理解されないで、ただ1,000万円のお金を出してくださいと言われても、私は理解できないし一般町民においても理解不能でないかと思うのです。

やはりここで決議する以上はですね、その可決するなら可決、そしたらその理由をです

ね町民個々にきちんと説明できる体制が整わなければ、ととてもとても町民の付託を得ている我々としてはその責務は果たしてはいけない、このように思うのであります。

先ほど町長もおっしゃいましたが、責任の所在はプロではない、そして支配人に一部委任しているような、そしてまた最終的には町長に起因するような発言もありましたが、まだまだ説明は不十分と思います。

私はそのような理由からこの議案に対して反対を申し上げる次第です。

以上です。

○議長（館田賢治君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番・松下君。

○6番（松下哲也君）（登壇） 私は議案第69号に対し、賛成の意思を表明して討論を行います。

先の定例会においても申し上げましたが、本町の貴重な財産である温泉施設憩の家かや沼の灯を決して消してはならないと考えております。新聞報道後、多くの町民の方から憩の家はどうなるの、もったいないよ、決してなくさないでほしいという声が相次いで私どもに寄せられました。私は町民から選ばれたものとして、これらの声をまた思いをこの場で訴えていきたいと思っております。もし休業、閉鎖の状態になれば多くの関係者に多大な影響を与えてしまいます。これは決して運営者として避けなければならないことであります。

事前の説明の中で公社の貸付限度額は2,000万円と決められております。先の1,000万の貸付と合わせても2,000万の限度額を超えてはおりませんし、きちんとクリアしています。議会はこの条例に違反しない中での貸付は妥当であると判断すべきものと考えます。また貸付後の経営に関しましては、これは公社の取締役会の中での問題であると思っておりますし、責任を持った中できちんと取り組んでいただきたいと思っております。

今回の一連の問題に関して公社の説明を受けた中では、監督責任者としての責任というものは大であり私は強く監督責任者に対しての要請を促したい、そのように思います。しかし、町長から3月の定例会まで改善計画を提出、一連の不祥事に対して調査終了時点での責任者としての責任を表すとの言葉を私は重く受け止め、このことに関しては私は賛成いたしたいということで、私は議案第69号に対しては賛成の意思を表明して、討論を終わります。

○議長（館田賢治君） 反対者の討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ賛成者の討論を許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（登壇） 私は議案第69号、標茶町一般会計補正予算に対して賛成の立場で討論いたします。それぞれ、賛成者の二人からも討論がございましたが、重複いたす部分もありますけれどもご了解をいただきたいというふうに思います。

12月9日の議案第67号での討論でも申し上げましたが、くしろ湿原パーク憩の家かや沼は、町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域観光の振興に資するため、先ほど町長も述べましたが、昭和53年10月に町内唯一の温泉宿泊施設として設置されました。小高い丘の上に位置して釧路湿原国立公園唯一の天然温泉としてさらに野生の動植物との共生の場、悠久の自然を感じる施設としてリピーターの人気も高く、道内外のお客様や旅行会社に本町の宿泊施設を尋ねると憩の家かや沼を紹介されると言われております。しかし、経営は厳しく平成11年6月第2回定例会においては、標茶町観光公社よりくしろ湿原パーク憩の家かや沼を町の財産として取得したいとの提案があり、町議会は憩の家かや沼を存続させるために、全議員の理解のもと2億8,000万円の予算を可決し、町は当施設を取得いたしました。

その後、今日まで議会の理解を得ながら、そのときどきの経営危機を乗り越えてきておりましたが、先日、12月9日の議案第67号の一般会計補正予算は否決となり、憩の家かや沼の経営が資金不足により休業せざるを得ない状況になると聞いておりました。憩の家かや沼が休業もしくは廃業となった場合、あらゆるところに悪影響がでるのではないかと危惧しております。憩の家を利用する方がなくなることにより、茅沼を訪れる人が激減し、やがては釧網線茅沼駅が五十石駅の廃止決定のように廃止されるのではないだろうか、またそのことによって、茅沼地域住民の足の確保やさらに茅沼で営業されている民宿に来られるお客様の足の確保にも影響が出て、民宿経営にも悪影響を与え茅沼地域の振興の衰退にもつながると考えます。

12月9日の深見議員の賛成討論でふれておりましたが、憩の家かや沼で働いている従業員の雇用の場が失われることも大きな問題です。先日の議会で補正予算が否決されたことが新聞報道されてから毎日のように憩の家をなくさないでとの声が寄せられております。釧路湿原国立公園の中にある憩の家かや沼は本町の観光のシンボルなのだから、存続のための署名行動を起こそう、議会に陳情書をあげようなどなど存続を求める多くの町民の声が寄せられ存続に向けた町民の関心が高まっております。

議会はそのような町民の声に耳を傾ける必要があると考えます。本町の観光発展の拠点施設であるくしろ湿原パーク憩の家かや沼の存続を図るため、議案第69号標茶町一般会計補正予算に賛成するものです。

以上です。

○議長（館田賢治君） ほかに討論ございませんか。

本案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ本案に賛成者の発言を許します。

10番・平川君。

○10番（平川昌昭君）（登壇） このたびの単独予算議案第69号につきまして、賛成の立

場で討論いたします。

私は、先の9月定例議会報告第13号で第38期の27年度の営業報告及び決算報告を受けた中で、当該年度は憩の家かや沼の施設の老朽化に伴う耐震工事により1カ月余りの休館や災害によるバーベキューハウス倒壊の改修、さらには露天風呂改修工事、LEDの改修等々による来客への制約の影響によって決算額は218万4,000円の赤字となりました。一方では改修工事等々で4,638万円をもって施設の拡充整備がなされたところでもございました。

27年度にハード事業を一定程度整備した中で、私は12月定例議会で第三セクターの運営の懸念される点につき、何点か質問いたしました。指定管理者としての収益、経理のチェック、人材の育成など、まさに民間ニーズを勘案した経営についてでありました。それを徹底して遂行することが憩の家かや沼を本町のシンボルゾーンとして、継続運営さらに存続していくべきとして質問いたしましたところでございます。

申すまでもなく、昭和53年の10月憩の家かや沼が開業されましたが、昭和62年に釧路湿原が国立公園に指定されて、唯一国立公園の中の一大休養ゾーンの目玉として、温泉保養施設として今日まで40年にいたっており、施設の老朽化に伴い、今日まで時代のニーズに応え幾度かリニューアル化に努めてきたことは議会で議論され、住民の理解を得てきたものと確信しております。加えて憩の家周辺には環境省のシラルトロ自然情報館、キャンプ場、蝶の森と自然の散策路、多くのリピーターが通年訪れており、温泉施設とともに本町の釧路湿原国立公園を有している、まさに観光振興の拠点として今後とも運営、発展していかなければなりません。

本予算1,000万円は株式会社標茶町観光開発公社の運営資金として、第三セクターの貸付条例の中で短期貸付をすることは、この間、臨時的に取締役会において十分議論されたことであり私は町民また出資者に理解得られるものと判断いたしましたことから、議案第69号の賛成討論といたします。

○議長（館田賢治君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立少数であります。

よって、議案第69号は、原案否決されました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

（午前11時13分 3番、熊谷善行議員着席）

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、平成28年標茶町議会第3回臨時会を閉会いたします。

（午前11時13分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

署名議員 12番 菊 地 誠 道

署名議員 1番 櫻 井 一 隆

署名議員 2番 後 藤 勲